

道路工事施行承認申請の手引き

道路工事施行承認行為は道路法第 24 条の規定に基づいて道路管理者以外の者が道路管理者の承認を受けて道路に関する工事または道路の維持を行うことができます。

承認工事実施後は該当部分を市へ帰属することになります。

市は帰属にあたり市の管理基準に合致した構造となるよう審査し承認書を発行します。

申請者は、工事実施ののち引渡検査を経て市が管理することになります。

1. 道路工事施行承認申請の流れ

申請者：道路工事施行承認申請書を市へ提出（提出部数：2部）

受付 ↓ 審査 審査期間：概ね2週間

市：道路工事施行承認書（却下通知書）を交付

※申請書の内、1部は承認書（却下通知書）と一緒に返却

↓

申請者：着手届を道路工事着手前に市へ提出（提出部数：1部）

交通規制を伴う場合は、糸魚川警察署の道路使用許可が別途必要

↓

申請者：承認工事を実施

↓

申請者：工事完了兼引渡届を工事完了後、速やかに市へ提出（提出部数：1部）

添付書類として、写真が必要です。（着手前・施工中・完了）

市：工事完了兼引渡届が提出された時、書類若しくは立会いの上、検査を実施

検査合格をもって完了

2. 必要書類等

道路工事施工承認に必要な書類は糸魚川市ホームページからダウンロードできます。

HOME—各課ページ—産業部—建設課—施設維持係—各種申請書

—道路関係—道路工事承認申請

1) 道路工事施行承認申請時

- ・道路工事施行承認可申請書（様式1号）

※記載方法等は、糸魚川市ホームページ—道路関係内

「道路工事施行承認申請書作成上の留意点」及び「道路工事施行承認申請書記載例」を参照

- ・道路工事施行同意書

「利害関係を有する者の同意」欄には、地元区長、農区長等の署名押印が必要となります。その際、氏名だけではなく職名の記入もお願いします。

※1部はコピーでも可(提出分)

- ・ 帰属承諾書
施工物件を市に帰属する書類 押印必要
- ・ 損害賠償責任負担請書
工事施行中に於ける損害発生時の賠償責任についての書類
押印必要

2) 工事着手前

- ・ 工事着手届 (様式第 4 号)

3) 工事完了後

- ・ 工事完了兼引渡届 (様式第 6 号)

※提出期限：工事完了後、7日以内

添付書類

着手前・施工中・完了後の写真が必要です。

※完了後に目視確認ができなくなる部分は、材質、寸法等が確認できるもの

(暗渠管等地下埋設物、側溝基礎、路床巻出し厚、路盤厚、舗装厚等)
延長等は、赤線書込みのこと